



# 精神科看護管理ニュース

Vol. **11**

発行 日本精神科看護協会

2015/01/22

新しい1年がスタートしました。本年も『精神科看護管理ニュース』は、看護管理者の皆様役に役立つ情報をお届けしていきますので、何卒よろしくお願いたします。

今年の1月から平成27年度末にかけて、注目される制度・政策関連情報として、平成28年度診療報酬改定に向けた議論があります。平成28年度の精神医療・看護に係る報酬改定には、これまでお伝えしてきた「精神医療の将来像」や「病院の構造改革」の方向性が反映されることが予測されます。

本ニュースでは、中央社会保険医療協議会総会（中医協）での検討内容をはじめ、診療報酬改定に関する内容を皆様にお届けしていきます。

また、日本精神科看護協会（会長：末安民生）では、平成28年度診療報酬改定の説明会を平成28年2月から3月にかけて、他団体よりもいち早く開催する予定です。開催時期等については、本ニュースでも随時お知らせいたします。

本号では、厚生労働省から出された最新情報をお知らせします。

## 1 【変更】精神療養病棟における退院相談支援員の要件について

本ニュース06号（平成26年8月18日）では、診療報酬説明会で質問が多く寄せられた精神療養病棟に配置する「退院支援相談員」と医療保護入院患者の地域移行を担当する「退院後生活環境相談員」との兼務の可否について、厚生労働省保険局医療課より「兼務不可」と回答があったことをお伝えしました。しかし、運用開始後、看護管理者等の方々から「兼務できないと現場の負担が大きい」などの声が多数寄せられましたので、昨年12月に協会から厚生労働省保険局医療課へあらためて照会を行うとともに、現場の状況を伝えて再検討を要望しました。

その結果、以下の通り「条件付きで兼務を認める」旨の回答が得られましたので、関係部署にご周知いただきますようお願いいたします。

### A312 精神療養病棟入院料の施設基準について

問) 精神療養病棟入院料の施設基準に規定する「退院支援相談員」と精神保健福祉法に規定する「退院後生活環境相談員」は兼務可能か。

↓

答) 双方の要件を満たしている場合に限り兼務しても差し支えないが、片方の要件しか満たさない場合には兼務できない。

例えば、精神障害者に関する業務に従事する経験が3年未満の看護職員は、「退院後生活環境相談員」の要件を満たしても、「退院支援相談員」の要件を満たさないため、兼務できないことになる。

●本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

## 2

### 精神科病院敷地内における指定共同生活援助（グループホーム）の事業等の経過的特例について

平成26年7月にとりまとめられた検討会報告書「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性」において、入院医療の必要性が低い精神障がい者の居住の場の選択肢を増やすという観点から、いわゆる「病棟転換」によるグループホームの試行的実施が認められました。

その試行的実施と予算措置（概算要求）については、前回の精神科看護管理ニュースでお伝えしましたが、「病院敷地内においてグループホームの事業等を行うことができる」という特例を設けるための省令（案）が公開されましたのでお知らせします。

省令（案）では、精神病床の削減を行い、以下の条件を満たす場合には、平成36年度末まで病院の敷地内においてグループホームの事業等を行うことを認める方針です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（案）の抜粋

〈認めるための条件〉

- ・ 指定共同生活援助等の量が都道府県障害福祉計画に定める量に満たないこと
- ・ 病院の精神病床の減少を伴うものであること
- ・ 事業所の定員は30人以下であること
- ・ 構造的に独立性が確保されていること
- ・ 利用期間を原則として2年以内とすること
- ・ サービス利用中も地域生活への移行に向けた支援をすること

本省令（案）は、平成26年11月17日より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課によるパブリックコメント（意見募集）が実施された時点で公表された内容です（既にパブリックコメントは終了しています）。したがって、正式な省令が発出されるときには、内容が変更になる可能性がありますことをご了承ください。

## 3

### 平成28年度診療報酬改定の要望に向けた調査へのご協力願いについて

最後に、診療報酬改定に向けた要望のための調査に関するお願いです。

日本精神科看護協会では、検討会とりまとめを受けて、長期入院患者の身体合併症のケアを行うために必要な病床機能や看護人員等を検討し、診療報酬改定に向けて要望することにしています。

そこで、今月より「精神科病棟における身体ケアおよび身体合併症ケアに関する調査」を実施しています（会員施設抽出）。調査票が届いた施設の皆様には、業務ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

●本ニュースは毎月1～2回、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034